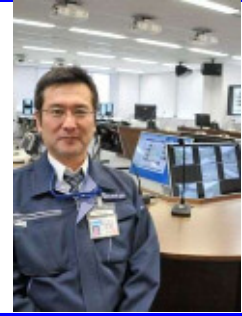


## 平成30年度 部局長マネジメント方針

危機管理監 とりい よしひろ  
鳥居 嘉弘



### 仕事に対する基本姿勢

基礎自治体における危機管理の対応範囲は、自然災害や大規模な事故等に加え、社会的・人為的な事象へと広がってきており、より幅広い対応が求められています。

このため、危機の発生防止に努め、危機が発生した時には、市として速やかに初動体制をとり、適切に対応することで市民の生命、身体及び財産等への被害及び行政運営への支障等を最小限に抑制することを基本姿勢として取り組んでいく所存です。

危機管理の基本的な心得として、平時においても常に多岐にわたる危機事象を想定した中で危機が生じないように予知・予防する事前対応（計画立案・訓練）と、万一、危機が発生した場合に迅速で果敢な決断力、強い実行力で対処しうる「人財（or 材）の育成」が最重要と確信しています。そのため危機管理室では、平成30年度も引き続き室員全員で検討・議論する中からコンセンサスを図り、重点課題に挑みます。

### 平成29年度の振り返り

防災につきましては、平成29年度は7月9日に東大阪市付近で、同日午後4時までの1時間雨量が推定110ミリとの「記録的短時間大雨情報」が気象庁から発表されました。幸いにも人的被害は発生しませんでした。床上・床下浸水107件や車輛水没等の被害が発生いたしました。

また、9月には台風18号の接近に伴う停電や倒木・看板破損等の被害が発生しました。さらに10月の台風21号では、市政施行以来50年間で初めて、旧大阪外環状線（国道170号旧道）以東にお住まいの市民の皆様へ避難指示を発令する状況となりました。一方、地震災害に関しましても、1月に南海トラフ巨大地震の今後30年間の発生確率が80%に引き上げられるなど、日々緊張の連続であり、神経をすり減らす一年でありました。

市民の安全安心につきましては、従来、「東大阪市治安対策本部会議」において検討課題を大阪府警察、市内三警察署と行ってまいりましたが、この間、関係機関との調整の中で「安全なまちづくり推進協議会」の事務局を当室が担うことが効果的であるとの結論に至り、次年度から、防犯協議会・PTA協議会を始め各種団体様とも広く意見交換を可能とする「場」の形成を図ることが出来ました。

定年を迎える次年度、最後の一年間の仕事の準備が出来た平成29年度でした。

## 平成30年度に取り組む重点課題

### 1 新たな危機管理体制の確立（国民保護）

危機管理体制については、本市は「ラグビーワールドカップ2019開催都市」として、観客及び市民がワールドカップを楽しみ、安全な暮らしが送れるよう、開催場所となる花園ラグビー場での緊急事態に備え、国・府・関係機関と連携した新たな体制づくりが必要となります。このため、平成30年度は国際テロ対策等の緊急事態を想定した実働訓練を11月21日に予定しており、市の初動体制確認及び情報収集・伝達体制の実効性を全庁的な取り組みとして確認し、とりわけ花園ラグビー場近隣の市民等の安心・安全を確保する危機管理体制の確立に努めます。

### 2 安全で安心なまちを目指して（治安）

平成21年度に「東大阪市治安対策本部」を立ち上げ、以来、街頭犯罪対策に重点を置いて取り組んでまいりました。その結果、ピーク時には市内で年間約800件のひったくり事案が発生していましたが、これが二桁と減少するなどの成果を挙げることができました。対策事業として実施してきた、防犯カメラの設置が大きな要因のひとつであると考えられます。犯罪抑止を持続させるためには、継続した対策が重要であることから、今年度は、市が設置する730台の防犯カメラを一元的に管理することとし、市内3警察署と連携強化を図り、効果的な運用を行うことで、さらなる治安対策を推進します。

また「特殊詐欺」対策として、高齢者振り込め詐欺被害等防止機器設置事業を平成28年度から実施していますが、関係団体や市内3警察署の協力を得て、引き続き設置希望する市民に無償貸与を実施いたします。

さらには、新たな取り組みとして、大きな犯罪に繋がる車両ナンバープレート窃盗対策防止ネジ取付事業と、深夜帰宅する女性を狙った犯罪対策の取り組みとして、防犯ブザー配布を行うことで、小学生に以前から配布している防犯ブザーと併せて隙間のない安心・安全対策を図ることで、市民の体感的な安心感を図ります。

### 3 各種計画の総合的な見直し・新規計画作成の指示（防災）

平成29年度において大阪府地域防災計画との整合、熊本地震における教訓、南海トラフ地震に関する新たな情報の発表等を基本に「東大阪市地域防災計画」を約180箇所 of 修正を行いました。今年度も各種計画の総合的な見直しを行い、計画の実効性の確保を図ってまいります。

また、災害時には市役所や職員自らも被災する中で、市には継続が求められる通常業務に加え、各種災害対策活動の実施が必要となり、業務量の肥大化が想定されます。このため、他の自治体やボランティア、民間事業者等からの応援、支援を迅速かつ円滑に受け入れるこ

とが出来よう「受援計画」の作成に着手します。

また、平成28年に発生した熊本地震では、罹災証明書の発行における課題が浮き彫りとなりましたが、これを踏まえ、住家被害認定調査、罹災証明書の発行、被災者台帳の作成管理等により、被災者の各種生活再建支援を円滑に行うための取り組みとして、「被災者生活再建支援システム」の構築を行います。

これらの事業を着実に実施することにより、自然災害発生は防げませんが減災・縮災の取り組み強化に繋げてまいります。